

# 令和5年度第4回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和5年8月7日（月）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

### 議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について
- 3 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- 4 その他

### 資 料

- No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- No.2 令和5年度特定最低賃金改正決定申出一覧
- No.3 令和5年度特定最低賃金改正決定申出書（写）
- No.4 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No.5 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程



【写】

富最賃専第4号  
令和5年8月7日富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿富山地方最低賃金審議会  
富山県最低賃金専門部会  
部会長 長尾 治明

## 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額877円）は令和3年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	◎長尾 治明	○堀岡 和正	両角 良子
労働者代表委員	中野 時夫	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。



別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



## 別紙 2

### 富山県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 877円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護費（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,834円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

877円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率※）＝124,377円

※ 令和5年7月12日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。





## 富山県最低賃金専門部会 調査審議経過

**第1回 令和5年8月1日(火)**

- 1 部会長に長尾委員、同代理に堀岡委員を選出した。
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。
- 3 第2回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。
- 4 審議日程を原案のとおり確認した。
- 5 参考人の意見聴取について、労使双方とも意見書の提出を行わないことを確認した。
- 6 地域別最低賃金額改定の日安の補足説明として、事務局から、中賃目安小委員会において配布された令和5年賃金改定状況調査結果について説明がなされた。
- 7 労働経済等関係指標の補足説明として、事務局から、県内の春季賃上げ妥結等状況について説明がなされた。
- 8 最低賃金に関する基礎調査結果の補足説明として、事務局から、特性値の推移等について説明がなされた。
- 9 富山県における生活保護費と最低賃金の比較について、事務局から説明がなされた。
- 10 労使各側から基本的主張を行った。
  - (1) 労働者側の主張
    - ① 公益委員及び労使各側がそれぞれの立場で主張し、充実した審議を丁寧に行って、全会一致での結審で改正最低賃金の発効が10月1日となるよう尽力したい。
    - ② 最低賃金制度は社会のセーフティネットであり、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定を図るという観点をもって審議に臨みたい。
    - ③ 今年の春闘で、労使の交渉により導き出した大きな賃上げの流れを最低賃金の引上げに繋げ、社会全体として賃金の底上げを図っていききたい。
    - ④ 中小・小規模事業者が継続して賃上げしやすいような環境整備に向けた各種の中小企業支援策の活用推進、及び、各種支援策の情報提供体制を一層強化していくことが重要である。
  - (2) 使用者側の主張
    - ① 最低賃金の引上げに反対しているわけではないが、最低賃金制度とは、最低賃金法第1条に規定されているとおり賃金の低廉な労働者に対するセーフティネットであり、賃金引上げや消費の拡大といった政策課題の実現を目的としたものではないことを踏まえて審議を行いたい。
    - ② 最低賃金法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「地域における労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されていることについて、関係者が改めて認識するとともに、この三要素をふまえた結果とされている「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視した審議を求めたい。
    - ③ 経済を好循環させるために、まずは生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが重要である。
- 11 令和5年8月2日(水)に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

## **第2回 令和5年8月2日（水）**

- 1 事務局から、今年度の最低賃金に関する基礎調査結果に基づき、最低賃金改定によって見込まれる影響率について説明がなされた。
- 2 個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に隔たりがあることから、令和5年8月4日（金）に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

## **第3回 令和5年8月4日（金）**

前回に引き続き、個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に依然として隔たりがあることから、令和5年8月7日（月）に第4回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

## **第4回 令和5年8月7日（月）**

- 1 前回に引き続き個別協議を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の意見に依然として隔たりがあり、かつ、歩み寄りも期待できる状況になかったため、公益代表委員の総意として更に調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、公益委員見解及び公益委員案を提示し採決を行った結果、賛成多数で公益委員案のとおり議決された。
- 2 専門部会における決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文をとりまとめた。

## 令和5年度特定最低賃金改正決定申出一覧

No.	最低賃金の件名	申出者	申出日
1	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	J A M北陸富山県連絡会 会長 宮崎 敏裕	令 5. 7. 18
2	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令 5. 7. 18
3	富山県百貨店，総合スーパー最低賃金	U A ゼンセン富山県支部 支部長 奈良 靖	令 5. 7. 19



2023年 7月18日

富山労働局長  
吉岡 勝利 殿

## 申 出 書

富山 〇〇 〇〇 1  
ポル 〇〇 〇〇 内  
J A  
会

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

## 記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲  
富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者  
12,470名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数 5,463名  
富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 を営む使用者に使用される労働者は、12,470名 = 43.8%

労働協約上の賃金の最も低い金額 1041円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 960円/時間



5. 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

以 上

2023年7月18日

富山労働局

局長 吉岡 勝利 殿

電  
機  
機  
械  
工  
業  
協  
議  
会8-1  
協  
議  
会  
成  
果

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者（200事業所、12,300人）

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,000名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,300名

労働協約の賃金の最も低い額 = 910円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 910円/時間

## 5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面（最低賃金に関する労働協約の締結状況）

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

参考

①必要性の機関決議（2事業所、2,178名）



以上





2023年7月19日

富山労働局長  
吉岡 勝利 殿

富山県富山市奥田新町8-1  
申請組織 U Aゼンセン富山県支部  
申請代表者 支部長 奈良

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

## 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
百貨店、総合スーパー業において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者1,690名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容  
上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね1/3以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,401人=82.9%  
>概ね1/3以上。（最も低い）労働協約の金額=930円/時間  
現在適用されている法定最低賃金額=915円/時間
5. 添付書類  
①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③富山県における百貨店、総合スーパー業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）





第 56 期富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	堀岡 和正	和み法律事務所 弁護士
	両角 良子	富山大学 経済学部 経済学科 教授
労働者代表委員	中野 時夫	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	大森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	黒川 智之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和 7 年 3 月 31 日まで



## 第 56 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

### (設置及び目的)

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

### (構成)

第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### (委員長等)

第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議の招集)

第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

### (委員の欠席)

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

第 6 条 委員は、会議において発言しようするときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の

意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。